

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	総務部 総務課 法規担当	
許 認 可 等 名	副市長等の解職請求代表者証明書の交付	
根 拠 法 令	地方自治法施行令	
根 拠 条 項	第91条第2項(第121条又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第3条第1項において準用)	
連 絡 先	(電話 621-5021)	
審 査 基 準	<p>基 準</p> <p>1 解職請求の対象となる者 (1) 副市長 (2) 選挙管理委員 (3) 監査委員 (4) 教育委員会の委員</p> <p>2 申請することができる者 (1) 徳島市の議会の議員及び長の選挙権を有する者でなければならない。ここで、「選挙権を有する者」とは、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。ただし、選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、申請することができない。 ア 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者 イ 選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者 ウ 徳島市の選挙管理委員会の委員又は職員である者 (2) 請求代表者となる者は、1人でも数人でも構わない。</p> <p>3 申請することができない期間 (1) 副市長 ア その就職の日から1年間</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成25年 3月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 8日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準	基準	<p>イ 当該者に係る解職請求に基づく議会の議決のあった日から1年間</p> <p>(2) 選挙管理委員，監査委員，教育委員会の委員</p> <p>ア その就職の日から6か月間</p> <p>イ 当該者に係る解職請求に基づく議会の議決のあった日から6か月間</p> <p>4 申請の方法</p> <p>「徳島市副市長××解職請求代表者証明書の交付申請書」に「徳島市副市長××解職請求書」を添えて申請しなければならない。（副市長以外の解職請求の場合は，「副市長」のところがそれぞれ「選挙管理委員」，「監査委員」，「教育委員会の委員」となる。また，××には解職請求の対象となる者の氏名を記入すること。）</p> <p>解職請求代表者証明書の交付申請書は，様式が定められていないが，次の事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 徳島市 解職請求代表者証明書の交付を申請する旨</p> <p>(2) 請求代表者となろうとする者の住所及び氏名</p> <p>(3) 申請日</p> <p>(4) 宛先（徳島市長あて）</p> <p>解職請求書の様式は，地方自治法施行規則第9条第1項の別記様式の例による。解職請求書には，請求の要旨（1，000字（ ）以内），請求代表者の住所，職業，生年月日及び性別を記載し，氏名を自署（盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）し，並びに押印することが必要である。</p> <p>1，000字の文字数について</p> <p>ア 句読点は，文字数に含まない。</p> <p>イ 要旨を項に分けて記載した場合の記号（1，2，3等）は，文字数を含む。</p> <p>ウ 要旨に別紙又は別表のとおりとした場合の別紙又は別表内の文字は，別紙又は別表がなければ請求の要旨が理解されえない場合には文字数に含むが，別紙又は別表を見なくても請求の要旨を理解することができ，別紙又は別表が単にそれらを証明し，又はより詳しく説明するものにすぎないような場合は，文字数に含まない。</p> <p>5 その他</p> <p>請求代表者及び請求の要旨が全く同一の請求が既になされているときは，重ねて申請することができない。</p>
------	----	---